

# 大阪府社会福祉協議会 保育部会 会則

## (名 称)

第1条 本会は大阪府社会福祉協議会保育部会という。

## (事務局)

第2条 本会の事務局は大阪府社会福祉協議会施設福祉部内に置く。

## (目 的)

第3条 本会は児童福祉法および児童憲章の精神に則り、幼児教育ならびに保育事業の向上発展を目的とする。

## (組 織)

第4条 本会は大阪府内の社会福祉法人等の公益法人が運営する認可民間保育園及び認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）の代表者をもって構成する。

## (会 議)

第5条 本会の目的を達成するため、必要に応じて次の会議を行う。

- (1) 総会 (2) 正副部会長会議 (3) 役員会 (4) 常任委員会

## (役 員)

第6条 本会に下記の役員を置き、その任務を次のように定める。

- (1) 会 長 1名

会長は本会を統轄し、本会を代表する。

- (2) 副会長 8名以内

副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき、その1名は順次会長の業務を代行する。

- (3) 幹 事 数名

幹事は役員会に出席し、必要事項を討議する。

## (顧 問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、常任委員会の同意を得て会長が委嘱する。

- (2) 任期は、役員任期に準ずる。

## (会計監査)

第8条 本会に会計監査を2名置き、会計の監査にあたる。

## (常任委員)

第9条 本会に常任委員を置く。常任委員は会議に出席し、本会目的達成のための議案を審議する。

## (役員・常任委員の選出)

第10条 本会の役員・会計監査および常任委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計監査は常任委員の互選とし、幹事については、会長が指名する。

(2) 常任委員は、各市町村の民間保育園及び認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）の代表者により構成され、各市町村5名を上限とし、概ね10カ園を単位に下記表に定めると

ころにより1名を選出できるものとする。

但し、政令指定都市についてはその行政区の数を上限とする

(3) また、会長は若干名の常任委員をこれとは別に指名することができる。

部会加入園	常任委員数 (上限)
1カ園～10カ園	1名
11カ園～20カ園	2名
21カ園～30カ園	3名
31カ園～40カ園	4名
41カ園以上	5名

#### (任 期)

第11条 本会の役員・会計監査および常任委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

#### (総 会)

第12条 総会は通常年1回開催し、次の事項を決議する。

- (1) 役員承認
- (2) 規約改正に関する事項
- (3) その他本会目的達成のための案件

2 総会は次の事項の報告を受ける。

- (1) 年度の事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算

3 必要に応じ会長は臨時に総会を招集することができる。

#### (役員会)

第13条 役員会は随時開催し次の任にあたる。

- (1) 総会にかかる事項および議案の作成
- (2) 研修・研究会の開催に関する事項
- (3) 常任委員会に関する事項
- (4) その他本会目的達成のための事項

#### (常任委員会)

第14条 常任委員会は会長が招集し、年度の事業報告及び決算、事業計画及び予算の審議、その他必要事項を議決する。

#### (会議の成立)

第15条 総会・役員会・常任委員会はそれぞれ出席者の過半数以上の賛成がなければ議決することはできない。

- 2 常任委員会で年度の事業報告及び決算、事業計画及び予算を議決する場合は、常任委員の過半数と監事 1 名以上の出席を得て、出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければ議決できない。但し、委任状は有効とする。

(ブロック)

第 16 条 本会はブロックを組織することができる。

(専門委員会)

第 17 条 本会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の構成はその都度編成する。

(会 計)

第 18 条 本会の経費は会費・補助金・参加費等をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会則改正)

第 20 条 本会則の変更は、総会において過半数以上の賛成をもってこれを議決する。

(第 4 条の「社会福祉法人等の公益法人」とは、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、財団法人、特定非営利活動法人とする)

付 則

この会則は昭和 52 年 5 月 25 日より施行する。

この会則は昭和 62 年 5 月 20 日より施行する。

この会則は平成 3 年 5 月 20 日より施行する。

この会則は平成 13 年 5 月 16 日より施行する。

この会則は平成 15 年 5 月 21 日より施行する。

この会則は平成 17 年 5 月 25 日より施行する。

この会則は平成 19 年 5 月 25 日より施行する。

この会則は平成 23 年 1 月 25 日より施行する。

この会則は平成 26 年 5 月 19 日より施行する。

この会則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。